

参考資料

第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画の検討の経過

	時期	内容等	
2018年度	2018年 (平成30年)8月	第1回会議	・第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画について
	2018年 (平成30年)11月	第2回会議	・市民ニーズアンケート調査内容の確認について ・市民ニーズアンケート調査及び第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール(案)について
	2018年 (平成30年) 11月～12月	市民ニーズアンケート調査実施	
	2019年 (平成31年)2月	第3回会議	・市民ニーズアンケート調査結果(中間報告)について ・構成・内容について ・教育・保育提供区域の設定について
	2019年 (平成31年)3月	第4回会議	・市民ニーズアンケート調査結果について ・工程表について
2019年度	2019年 (令和元年)6月	第1回会議	・アンケート調査結果に基づく量の見込み量について ・計画策定の趣旨と現状について ・基本理念・目標、施策体系について
	2019年 (令和元年)7月	第2回会議	・教育・保育の量の見込みと確保方策について ・地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について
	2019年 (令和元年)8月	第3回会議	・施策の展開と計画素案について
	2019年 (令和元年)10月	第4回会議	・教育・保育の量の見込みと確保方策について ・計画素案について
	2019年 (令和元年)12月 ～2020年 (令和2年)1月	パブリックコメント実施	
	2020年 (令和2年)2月	第5回会議	・パブリックコメントの実施結果と最終案について

豊岡市子ども・子育て会議条例

豊岡市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 9 月 27 日豊岡市条例第 40 号）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の 合議制の機関として、豊岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第 3 条 会議は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第 6 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

（会議）

第 7 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 委員の任命後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

豊岡市子ども・子育て会議委員名簿

2020年3月現在

No.	区分	団体名等	氏名	備考	
1	子どもの保護者	小学校PTA	小山 久美子	～2019.3.31	
			中村 繭子	2019.4.1～	
中学校PTA		谷垣 恵	～2019.3.31		
		小山 久美子	2019.4.1～		
3		幼稚園PTA	中村 繭子	～2019.3.31	
	渡辺 幸枝		2019.4.1～		
4	保育園保護者会	神尾 紗耶香			
5	子育てグループ代表	松原 美代子			
6	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの及び学識経験のあるもの	豊岡市保育協会 (テラスハウス保育園長)	大木本 世津	副会長	
7		豊岡市保育協会 (みかたの森こども園長)	大田 大法		
8		子育てサロンサークル代表	下陰ふれあい広場	西村 充春	～2019.8.31
			新花園地区すまいるクラブ	中島 幸子	2020.1.1～
9		兵庫教育大学大学院教授 (学識経験者)	横川 和章	会長	
10		豊岡市区長連合会 (豊岡地区)	中嶋 洋二郎		
11		豊岡市区長連合会 (日高地区)	阪根 一郎		
12		豊岡市区長連合会 (出石地区)	藤井 正昭	～2019.3.31	
			石野 勝己	2019.4.1～	
13		豊岡市社会福祉協議会 (理事)	今井 文枝		
14		社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 (出石清和園 児童支援課長)	上崎 尚久		
15		豊岡市社会教育委員	與田 恭子		
16		豊岡市民生委員児童委員連合会 (主任児童委員)	西垣 浩文		
17		豊岡市立五荘奈佐幼稚園長	間 智子		
18		豊岡市健康福祉部長	久保川 伸幸		

用語集

あ行

【育児休業制度】

1歳に満たない子どもを養育する男女の労働者は、申出により子どもを養育するための育児休業を取得することができる制度（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月（再延長で2歳）まで）。

期間を定めて雇用される労働者の場合、申出の時点で同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、子どもが1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないことが満たされた場合は取得できる。

事業主は、育児休業取得にあたって解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されている。

か行

【教育・保育施設】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所。

【子育て世代包括支援センター】

妊産婦等からの各種の相談など、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じる相談窓口。

【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）

【子ども・子育て支援事業計画】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。制度の実施主体として、全市町村が作成する。

【子ども・子育て支援法】

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に、平成24年8月に制定されたもの。（子ども・子育て支援法第1条）

【豊岡市こども支援センター】

子どもの不登校に関する悩みや子育て家庭が抱えるさまざまな課題に対応するため「子どもに関する相談をワンストップで受け止め、適切な支援につないでいく」ことを目指し、不登校支援や発達にかかわる支援、子育て家庭支援を行う機関。

さ行

【次世代育成支援対策推進法】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うために、仕事と生活の調和を図り、多様な働き方が選択できる社会をめざして、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に「次世代育成支援対策」を集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月に制定されたもの。平成 26 年度末までの時限立法であったが、法改正により法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

た行

【地域型保育事業】

市町村が認可する少人数の子どもの保育を行う事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び地域枠を設ける事業所内保育の 4 事業がある。（子ども・子育て支援法第 7 条）

【地域子ども子育て支援事業】

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた利用者支援、地域子育て支援拠点、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、子育て短期支援、ファミリーサポートセンター、一時預かり、延長保育、病児保育、放課後児童クラブなどの 13 事業。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業】

市町村が、子どものための教育・保育給付の施設型給付費の支給対象施設として、設備運営基準を満たしていることを確認した教育・保育施設又は地域型保育事業。

な行

【認可外保育施設】

児童福祉法に基づく都道府県・政令市・中核市の認可を受けていない保育施設。無認可保育所ともいわれる。特定の事業所の従業員を対象とした事業所内保育所、病院内保育所、へき地保育所（市町村が山間部等に設置）などがある。

【認定こども園】

保護者が働いている、働いていないにかかわらず就学前の子どもを受け入れて、幼児教育・保育を一体的に行い、また地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型の4種類がある。

幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の機能を合わせ持つ施設で教育・保育の一体的な運営を行う。

は行

【病児・病後児保育事業】

小学生以下の子どもが、発熱などの急な病気となったとき又は病気の回復期にあるが学校園へ出席ができないと診断された期間に、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師等が子どもを一時的に預かる事業。

第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画

2020年3月

豊岡市教育委員会 こども育成課

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL) 0796-29-0053 (直)